

第6章

計画の推進

この章では、計画をより効果的かつ効率的に推進するための3つの重点ポイントについて解説しています。



(*のついた用語は巻末の用語解説をご覧ください。)

1. 計画の推進における基本的な考え方

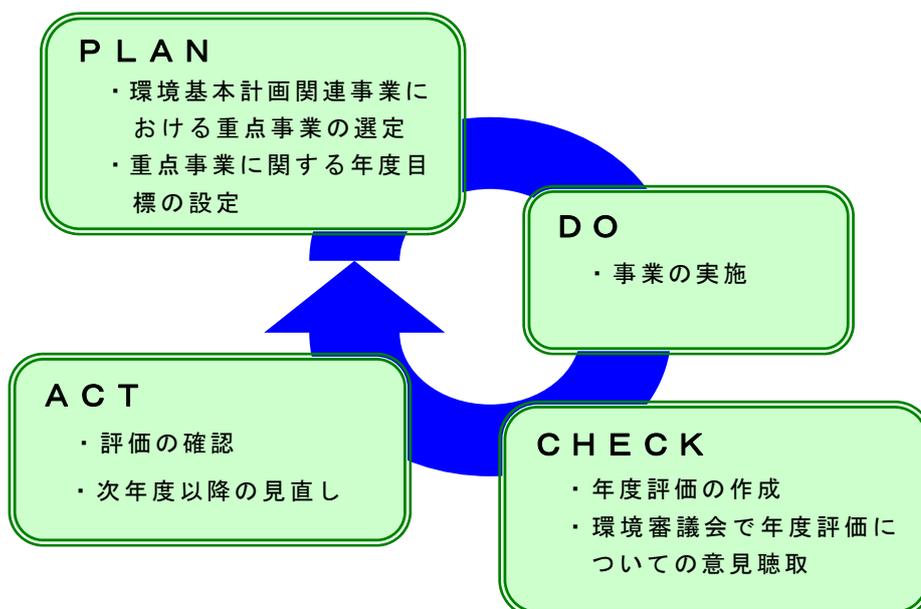
環境基本計画は、総合計画をより実効性あるものとして推進するための、環境分野における「政策分野別計画」といえるものです。

本計画は、その性質を捉えて、以下の3つのポイントに重点をしぼり、計画を効果的かつ効率的に推進していきます。

3つのポイント

- ① 「選択と集中」に重点を置いた評価体制
- ② 「わかりやすさ」に重点を置いた取り組み結果の公開
- ③ 「市民参加」に重点を置いたパートナーシップの構築

進行管理にあたっては、「ISO14001^{*}」に替わり平成23年度から開始している松阪市独自のマネジメントツールである「Matsusaka-EMS^{*}」を活用し、本計画を効果的かつ効率的に推進します。そして、Matsusaka-EMSのPDCAサイクルのもと継続的に改善していきます。



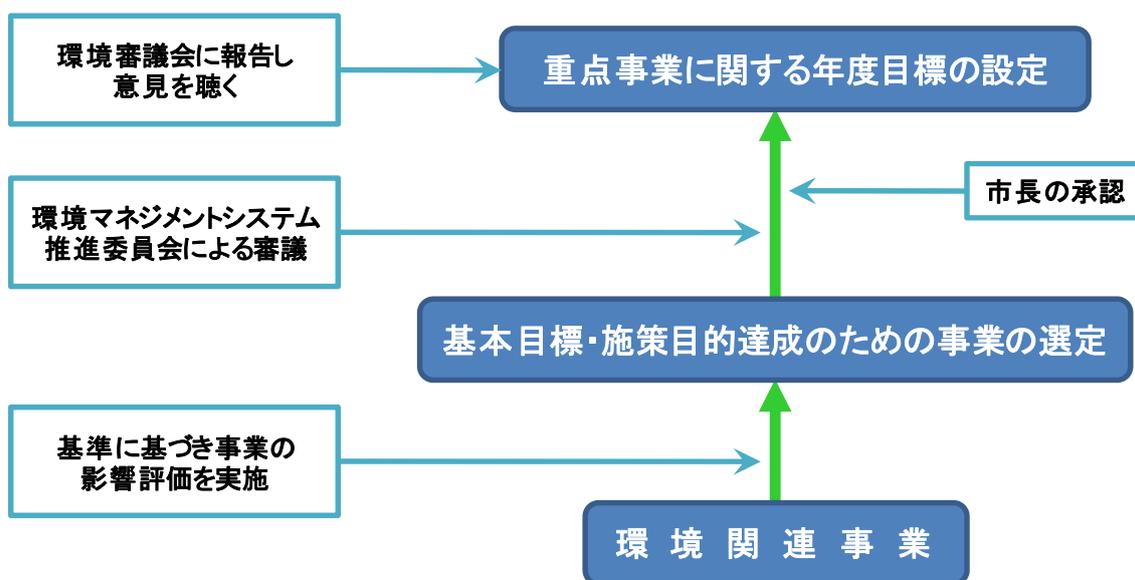
2. 「選択と集中」に重点を置いた評価体制

○重点事業の選定と年度目標の設定

環境施策に関する事業の担当部署ごとに、本計画に関連する事業の一覧を作成し、その内容を環境課において本計画の施策体系に基づいて整理を行います。その中から、①本計画の環境目標（第4章を参照）に関連性の高い事業、②長期的に実施する事業で本計画の基本目標の達成に効果的な事業、の2点のいずれかに該当する事業を中心に、特に重要な事業（以下「重点事業」という。）の選定を行います。

また、年度目標を設定した重点事業に関して、事業の概要を環境審議会に報告し意見を求めます。

■ 重点事業に関する年度目標の設定に関するフロー図



環境マネジメントシステム推進委員会

市役所内の横断的組織として、関係部局長で構成され、副市長を委員長とし重点事業候補及び重点事業に関する年度目標の審議を行います。

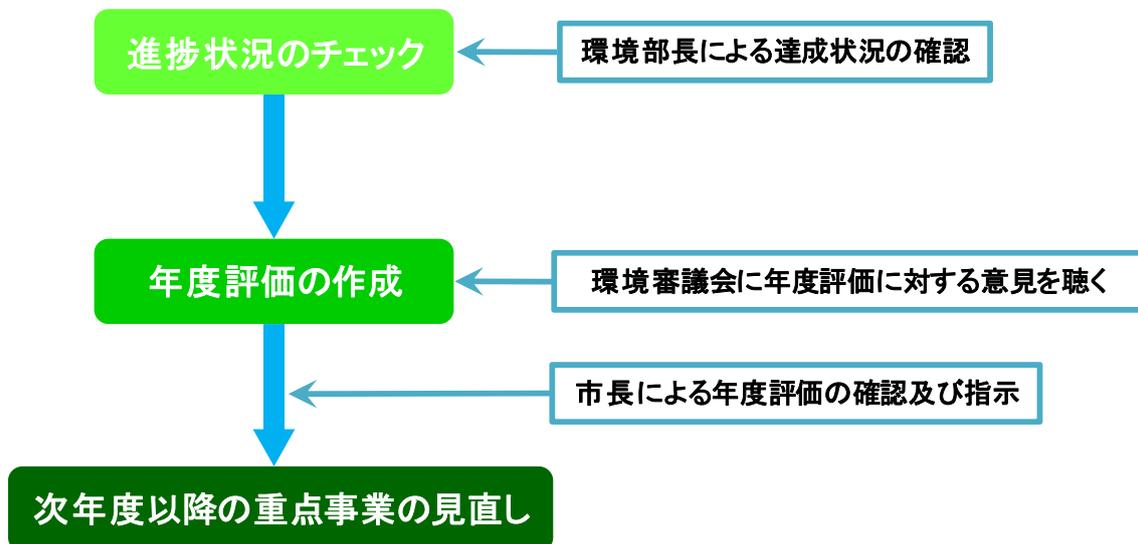
○重点事業における評価体制の充実

重点事業として選定された事業の担当部署は、重点事業ごとにその事業の年度目標を設定します。そして年度末に、年度目標に対する自己評価を行い、環境部長に報告します。

重点事業の事業概要と年度目標の内容、そして年度評価については、環境審議会に報告し意見を求めます。年度評価はまた、環境審議会の意見を付して市長に報告し、次年度以降の見直しに生かします。

これら評価体制の充実により、環境基本計画を計画的かつ効率的に進めます。

■ 重点事業における評価体制に関するフロー図



3. 「わかりやすさ」に重点を置いた取り組み結果の公開

○年次報告による業績結果の公表

「松阪市環境基本条例」の第12条に年次報告書の作成の規定があります。

市長は、毎年、環境の状況ならびにうるおいある豊かな環境の保全と創造に関して講じた施策の結果を明らかにした報告書を作成し、これを公表するものとする。

(松阪市環境基本条例第12条)

環境施策におけるすべての事業の取り組み結果を報告書に掲載することは、かえって報告書を読み難くし、多くの市民の方に読んでいただけないことも懸念されます。

そこで、重点事業の業績結果を中心として内容を厳選し、「わかりやすさ」を念頭に置いた報告書の作成が重要であると考えます。

このことを踏まえ、重点事業を中心とした環境施策の取り組み結果を掲載した「松阪市環境基本計画年次報告書」を作っています。

○意見・提案を施策・事業に反映させる仕組み

年次報告の公表により、市民等から環境施策に対する意見や提案があった場合に、その意見や提案を事業担当課に適切に伝え、施策、事業に適切に反映させていきます。

4. 「市民参加」に重点を置いたパートナーシップの構築

「うるおいある豊かな環境」の保全と創造に向けた取り組みをより実効あるものとするため、市民、市民団体、事業者、大学をはじめとする教育機関、行政といった様々な主体との共通理解のもと、「松阪市環境パートナーシップ会議」が平成21年1月に設立されました。以下に示す「望ましい組織のあり方」を基本として現在活動を進めています。

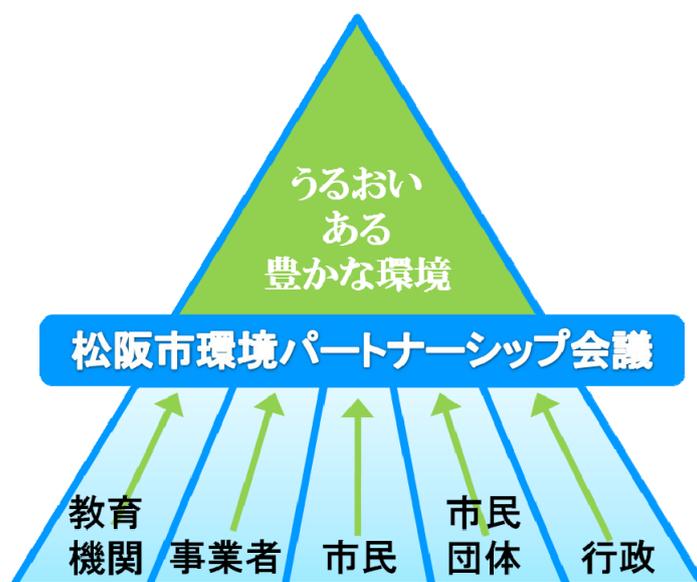
望ましい組織のあり方

- ① 相手を尊重し、違いを認め、生かすことのできる組織
- ② 成熟度に応じて連携づくりを考える組織
- ③ 自立し発展していく組織

1. 相手を尊重し、違いを認め、生かすことのできる組織

「パートナーシップ^{*}」において重要なのは、それぞれの主体が同じ活動を行うというよりは、各主体の持ち味や特性を生かし、本計画が掲げる環境像の実現に向けて役割を分担することであるといえます。各主体の「できること」を重ね合わせることで、「しなければならないこと」に取り組む活動をめざし、相手を尊重し、違いを認め、生かすことのできる形の組織です。

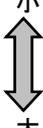
〈松阪市環境パートナーシップ会議のイメージ〉



2. 成熟度に応じた連携づくりを考える組織

「形だけの組織」ではなく「真に地域社会に貢献できる組織」として発展していくためには、単に組織をつくるだけでなく、組織の成熟度に応じて参加する各主体間の連携づくりを広げていくことが重要です。このように、成熟度に応じた連携づくりを考えることのできる形の組織です。

■ 組織の成熟度と想定される連携づくり

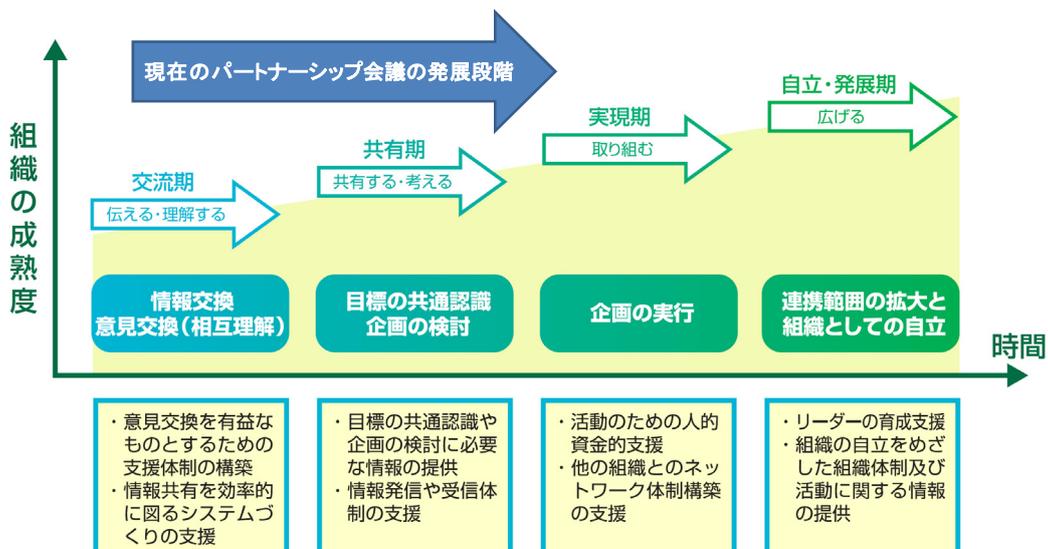
参加主体範囲と組織の成熟度		想定される連携づくり
<small>小</small>  <small>大</small>	市民、市民団体レベル	<ul style="list-style-type: none"> ・交流会の実施 ・環境活動の交流と連携・協力の場の提供
	市民、市民団体、事業者レベル	<ul style="list-style-type: none"> ・環境フォーラムなどのイベントの実施
	市民、市民団体、事業者、行政レベル	<ul style="list-style-type: none"> ・協働プロジェクトの企画立案と実施 ・環境基本計画づくりへの関与

3. 自立し発展していく組織

それぞれの主体が対等な立場で連携・協力して積極的な活動を行うためには、組織体制や資金面も含めて自立できる組織づくりを発展段階の最終目標として取り組みをめざすことが重要です。具体的には、松阪市市民活動センター*等を活用して、〈人材育成・情報共有・資金〉の3つの視点を念頭に置き、以下に示す4つの段階を意識して取り組むことのできる形の組織です。

平成 23 年度時点において、松阪市環境パートナーシップ会議は、以下の発展段階にあるものと考えられ、様々な活動を通して組織の更なる発展をめざしています。

■ 自立し発展する組織づくりにおける4つのステップ



【〈人材育成・情報共有・資金〉の視点からみた想定される支援策】

